～安心して働ける信州のために～

報道関係者　各位

長野労働局発表（05 - 56）
令和５年１１月２４日
【照会先】
長野労働局労働基準部賃金室
賃金室長　　古畑善美
賃金指導官　嶋田正浩
（代表電話）026-223-0555

長野県の特定最低賃金が改正されます

～ 3業種すべて過去最大の引上げ ～

１　長野労働局長（久富康生）は、現行の長野県の特定（産業別）最低賃金を３８円又は４０円引上げすることを決定し、官報公示を行いました。

２　これにより、はん用機械器具等最低賃金は、令和5年12月20日から時間額994円、計量器等最低賃金は、令和5年12月24日から時間額983円、各種商品小売業最低賃金は、令和5年12月31日から時間額950円に改正されます。

３　長野労働局としては、改定後の特定最低賃金の周知を実施してまいります。また、賃金の引上げに係る各種支援策についても、広く周知を行うなど、引き続き、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな 支援に積極的に取り組んでまいります。

（参考）長野県はん用機械器具等最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移（過去５年）

年　度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	903円	905円	927円	956円	994円
対前年度引上げ額	20円	2円	22円	29円	38円
対前年度引上げ率	2.27%	0.22%	2.43%	3.13%	3.97%

（参考）長野県計量器等最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移（過去５年）

年　度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	892円	894円	916円	945円	983円
対前年度引上げ額	20円	2円	22円	29円	38円
対前年度引上げ率	2.29%	0.22%	2.46%	3.17%	4.02%

（参考）長野県各種商品小売業最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移（過去５年）

年　度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	855円	857円	879円	910円	950円
対前年度引上げ額	20円	2円	22円	31円	40円
対前年度引上げ率	2.40%	0.23%	2.57%	3.53%	4.40%